

善通寺市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの居場所を運営する団体に対し、予算の範囲内において、必要な経費の一部を補助することについて、善通寺市補助金等交付規則(平成5年善通寺市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもの居場所 子どもが健やかに成長できるよう、様々な家庭環境で育つ子どもを支援するため、家庭的な雰囲気のもと、幅広い子どもを対象に食事や学習支援を行う場をいう。
- (2) 子ども 原則として市内に在住するおおむね18歳未満の者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けて事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 1年以上、継続して子どもの居場所を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (2) 市内に活動拠点を有し、団体又はその構成員が地域活動や子育て支援に関する活動実績があること。
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的としていないこと。
- (4) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (5) 営利を目的とする団体でないこと。
- (6) 本市の市税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団又は暴力的集団でないこと。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第2条第1項に掲げる子どもの居場所の運営であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内において幅広く子どもが参加できる子どもの居場所を、月1回以上、おおむね1回2時間以上、定期的かつ継続的に実施すること。
- (2) 食事の提供はおおむね1回当たり10食以上とすること。
- (3) 子どもが安心して過ごすことのできる、子どもの居場所を提供すること。
- (4) 支援が必要な子どもと関係機関をつなぐことができる体制であること。
- (5) 団体の構成員の3親等以内の親族を除くこと。
- (6) 営利を目的としたものではないこと。
- (7) 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報の保護のために必要な措置を講じること。
- (8) 子どもが幅広く参加できるように広報活動等を行い、補助事業者関係者等特定の者しか参加できない運営を行わないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に定めるとおりとする。

- (1) 食材費
- (2) 教材費

- (3) 事業の運営に直接必要な人件費
- (4) 消耗品費
- (5) 光熱水費
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 広告料
- (8) 印刷製本費
- (9) 保険料
- (10) 報償費その他市長が必要と認められるもの

(補助金の額)

第6条 子どもの居場所づくり事業補助金（以下、「補助金」という。）の額は、子どもの居場所づくりの運営に対する必要な経費で、前条に掲げる補助対象経費の額から補助対象者が利用者から徴収する額を控除した額とし、1月あたり3万円を限度とする。ただし、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業運営者の名簿
- (4) 補助事業者の要件に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類

(実績報告)

第8条 補助事業者は、半期ごとに実績を報告するものとする。実績報告しようとするときは、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式）
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施に要した経費の支出を証明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。

(その他)

第9条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

団体名 _____

善通寺市子どもの居場所づくり事業報告書

子どもの居場所づくり事業について、下記のとおり事業内容を報告いたします。

記

1 事業の内容

| 月 | 回数 | 事業の有無 | | 参加者数 | | | | 事業費 | 利用者 徴収金 |
|-----|----|-----------|----------|------|----|------------------|--------|-----|------------|
| | | 食事の 提供 | 学習 支援 | 子ども | 大人 | 左記のうち ※1) の人数 | | | |
| | | | | 人 | 人 | 子ども 大人 | 人 人 | 円 | 円 |
| | | | | 人 | 人 | 子ども 大人 | 人 人 | 円 | 円 |
| | | | | 人 | 人 | 子ども 大人 | 人 人 | 円 | 円 |
| | | | | 人 | 人 | 子ども 大人 | 人 人 | 円 | 円 |
| | | | | 人 | 人 | 子ども 大人 | 人 人 | 円 | 円 |
| | | | | 人 | 人 | 子ども 大人 | 人 人 | 円 | 円 |
| 合 計 | | | | 人 | 人 | 子ども 大人 | 人 人 | 円 | 円 |

※1) 団体の構成員の3親等以内の親族